

【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し、確実に遵守されるよう留意すること。

記

一般的な事項について

1. 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林すること。
2. 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えること。
3. 県職員（県有林管理員、県有林管理補助員を含む）が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携帯するとともに、県職員（県有林管理員、県有林管理補助員を含む）の指示に従うこと。
4. 車両を使用して入林する場合には、車両ごとに入林届をダッシュボードなどの見える位置に提示すること。
5. 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないこと。
6. 県有林内での火気の取り扱いには十分注意すること。
たき火、タバコの投げ捨ては絶対に行わないこと。
7. ごみは必ず持ち帰ること。
不法投棄には罰則が課せられます。
8. 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないこと。
（※器物損壊罪が適用されます。）
9. 動植物の保護に努めること。

その他

1. 森林法及び自然公園法その他関係法令に基づく許可が必要な場合は、別途手続きを行うこと。
2. 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は、許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には罰則が課せられます。
3. 万が一、事故や災害に遭った場合には県は一切の責任を負いません。

車両により入林される方へ

県有林内の道路は幅員が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険な箇所がありますので、次の事項を遵守すること。

1. 車の運転に際しては、スピードを落とし、カーブでは徐行し、クラクションを鳴らすなど、衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯するなど、対向車に注意しながら安全運転に努めること。
2. 県有林内の道路上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車すること。
3. 県有林内の道路の安全が確保できない場合や、県が発注する事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。通行禁止となっている県有林内の道路には、絶対に車両を乗り入れないこと。
4. 申請者の責に帰する事由により県有林内の道路を棄損したときは、道路を原形に回復すること。ただし、原状回復が困難または不可能な場合は、金銭をもってその損害を補てんすること。

複数人での入林を計画されている方へ

1. 参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう留意すること。
2. 入林者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の連絡体制を整えること。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

1. 調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めること。
2. 調査中は地域振興局（支庁）へ入林届を提出して調査していることが第三者にわかるように看板等を設置すること。
3. 使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去すること。

鳥獣の捕獲を目的として入林される方へ

1. 入林にあたっては、間伐・主伐等の事業を行っている区域内については、立ち入りを控えること。なお、県有林内の事業実施区域については、管轄する地域振興局（支庁）へ必ず確認した上で入林すること。
2. 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示すること。
3. 県有林内での鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしていない土・日・祝日に実施されるようお願いいたします。実際に入林する日が決まった場合には、前日までに、日時及び場所等を管轄する地域振興局（支庁）もしくは最寄りの県有林事務所に御連絡ください。特に、土・日・祝日以外に実施される場合は、必ず連絡すること。

4. 一般の方が入林している場合がありますので，十分注意して入林すること。
5. 入林に当たっては，落石，滑落（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し，これら災害に十分注意すること。指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は，安全を厳密に確保する観点から，射撃場所，射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引し定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また，照明器具やナイトスコープ等の使用により，昼間と同等の視認性を確保していることを確認すること。
6. その他，県から配布される「狩猟者必携」に記載されている注意事項を遵守すること。